

平成 3 0 年 5 月 8 日

し尿汲取り券販売代金の口座振替金額の誤りについて

1. 口座振替金額の誤りと原因について

し尿汲取り券の販売については、市役所及び市内の 2 1 販売店において市民等への販売を行っており、し尿汲取り券は、販売店からの発注を受け、市から販売店へ納品し、1 ヶ月ごとに納品したし尿汲取り券の金額を販売店より市へ納付してもらっています。

今回、口座振替を利用して納付する販売店の平成 3 0 年 3 月分について、納付期限を 4 月 30 日から 5 月 1 日に修正したところ、システムが修正後の請求を新規扱いにしてしまい、修正前の請求と合わせて二重に計算してしまったことにより、口座引落とし金額を誤って多く請求し、徴収してしまいました。

2. 販売店への影響について

対象販売店舗数：6 店舗

徴 収 額：（誤）2,448,000 円 ⇒（正）1,224,000 円

合計 1,224,000 円多く徴収しました。

3. 経過について

平成 30 年 4 月 27 日(金)	・ 1 店舗から金額が違うのではないかと問い合わせがありました。
平成 30 年 5 月 1 日(火)	・ 担当者にて全店舗の請求額を調査した結果、口座振替利用の 6 店舗の請求額について、2 倍の金額となっていることが判明しました。
平成 30 年 5 月 2 日(水)	・ 口座振替伝送システム会社に連絡をとり、引き落としの事実確認を行いました。5 月 8 日でないと確定しないため確認ができませんでした。 ・ 6 店舗を訪問し、事情説明を行い謝罪しました。
平成 30 年 5 月 8 日(火) 1 2 時 4 5 分	・ 口座振替結果により、6 店舗の口座から引き落とされた事が確認できました。

4. 今後の対応について

再度、6 店舗を訪問し、本件の今後の対応について説明するとともに口座から過大に引き落した金額及び利息の支払い事務手続きを早急に行い、5 月 11 日(金)に返金予定です。

5. 再発防止について

今回発生した請求額の誤りについては、システム内の不具合と納入通知書再発行時のチェック漏れが原因です。

既にシステム内の不具合は修正を行いましたので、今後については、再発行時も含めて、納入通知書を発送する際は必ず複数の職員でチェックを行い、誤りが起こらないように努めていきます。

問い合わせ 環境経済部 環境衛生課
電話 0721-53-1111